

# 梨の木小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

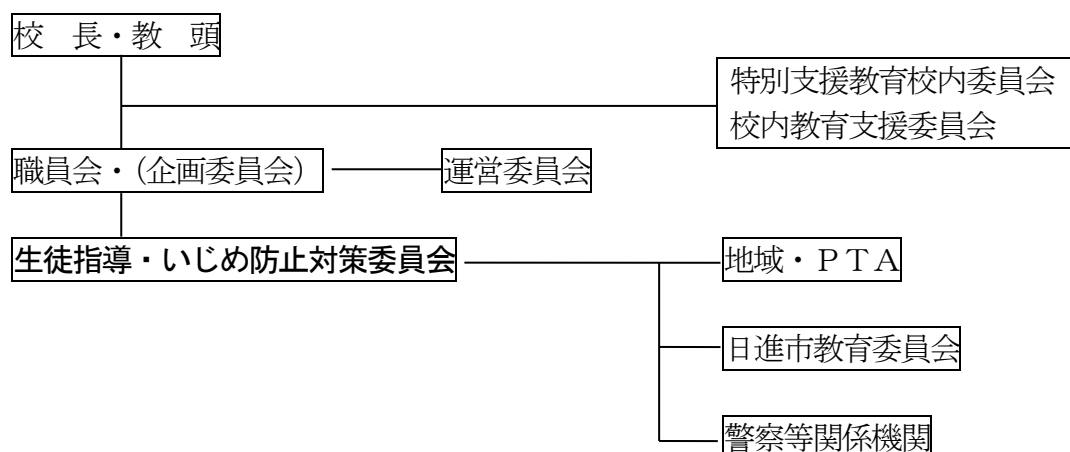
いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であると同時に、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる可能性があります。そして、いつ、どこでも起こりうるものであり、人として決して許されない行為です。この基本的な考えを基に、学校・家庭や保護者・地域社会が連携・協力し、日頃からいじめのささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、いじめに対して地域社会全体で組織的に対応していく必要があります。

学校は、学校教育全体を通して、いじめの「未然防止」「早期発見」「速やかな対処」に全校挙げて取り組みます。また、なしっこ班活動（異学年交流）など、人と関わることを重視した活動を始め、多くの体験活動や行事を通して自他を大切にする心を育てます。そして、学校生活の中で、自分づくり、仲間づくりの活動を進め、地域社会の中で良好な人間関係が築けるよう社会性の育成に努めて参ります。

地域社会は、家庭を基盤として学校を中心に、子どもが教職員や周囲の友人との信頼関係の中で地域や保護者の方に見守られながら、安心・安全に生活できる場でなくてはなりません。また、地域社会全体でそれを支援していかなければなりません。子ども一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる地域社会づくり・学校づくりができるよう地域社会全体で取り組んでいく必要があります。そうした中で、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある地域社会づくり・学校づくりを進めます。

## 2 いじめ防止対策組織

### (1) 「生徒指導・いじめ防止対策委員会」の設置



### ○「生徒指導・いじめ防止対策委員会」について

梨の木小学校では、日進市が設置した「日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会」（以下「推進協議会」）とその下部組織である「日進東中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会」（以下「東中校区連絡協議会」）の設置を受け、校内

に「梨の木小学校生徒指導・いじめ防止対策委員会」（以下「校内対策委員会」）を組織します。

いじめを含む生徒指導上の問題、とりわけいじめの未然防止を目指すと共に、ささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の学校や教員が抱え込むことのないよう、組織として対応します。

○「日進東中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会」について

日進東中学校区の小中学校におけるいじめを含む生徒指導上の問題を協議し、対策を検討し、必要と判断した場合は、「推進協議会」へ諮ります。

○「梨の木小区生徒指導・いじめ防止対策委員会」について

「東中校区連絡協議会」の下には、「梨の木小区生徒指導・いじめ防止対策委員会」（以下「地区対策委員会」）を組織し、必要と判断した場合は「東中校区連絡協議会」に諮ります。

(2) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「梨の木小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行います。同時に必要な改善策を検討します。

イ 「教職員」「保護者」「地域住民」への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「梨の木小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図ります。
- ・ 「いじめアンケート」や「すこやか相談（教育相談）」の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努めます。
- ・ 学校評価アンケートやいじめアンケート・教育相談等の結果を随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信し、共通理解を図るとともに意識啓発を図ります。

ウ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめを認知した場合やいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた「校内対策委員会」または「地区対策委員会」を緊急に召集します。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、継続的な指導・支援を行います。

3 いじめの防止に関する取組

(1) 本校の取組

- ・ 子どものいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見、早期対応及び継続した見守りに努めます。
- ・ いじめを認知した場合やいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、速やかに事態を把握し対応に当たるとともに、事実関係を日進市に報告し、家庭や保護者・地域社会、必要に応じて関係機関等と連携して解決に当たります。
- ・ 家庭や保護者・地域社会に対して、個人情報の取り扱いに十分配慮し、必要に応じて、いじめの現状及び対策に関する情報を提供します。

## (2) 家庭の取組

- ・ 家庭では、子どもとの対話を大切にするとともに、子どもに対して「いじめは許されない行為」であることを教えます。
- ・ 家庭では、子どもの表情・様子及び行動の変化に気を付け、いじめを察知した場合は、速やかに学校または日進市に連絡・相談をします。
- ・ 家庭は、いじめを認知した場合や疑いのある場合は、学校・地域社会、必要に応じて関係機関等と連携して解決に当たります。

## (3) 地域社会の取組

- ・ 地域社会は、子どもに対する見守り、声掛けを行うほか、それぞれの活動及び行事を通じて、子どもの健全育成を図ります。
- ・ 地域社会は、いじめを認知した場合やいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、速やかに学校または日進市に連絡・相談をします。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応します。
- (2) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供します。

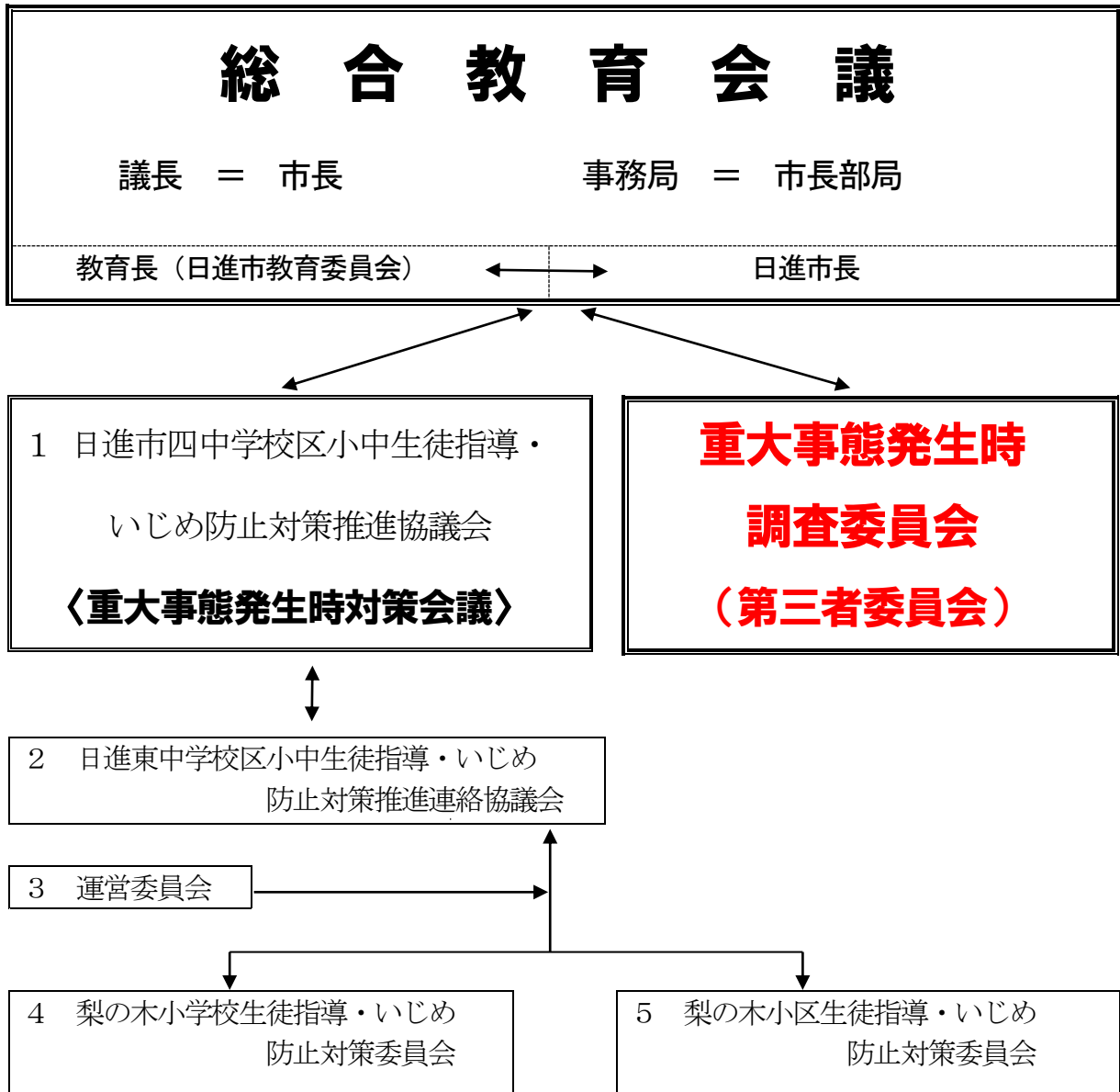
## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 梨の木小学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努めます。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「校内対策委員会」や「東中校区連絡協議会」でいじめに関する取組の検証を行います。

## 6 その他

- (1) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用したカウンセリング研修やいじめ防止に関する研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。
- (2) 「梨の木小学校いじめ防止基本方針」は、4月に学校のホームページに掲載します。
- (3) 学校は、長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組みます。

【組織図】



【構成】

1 日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会

〈兼 重大事態発生時対策会議〉 15人以内

- (1) 教育に関する事務に従事する者
- (2) 児童生徒等の権利、発達又は心理に関し専門的な知識を有する者
- (3) 児童生徒等の福祉について実務経験を有する者
- (4) 社会福祉に関し専門的な知識を有する者
- (5) 市内小中学校長
- (6) 教育委員会事務局職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

## 2 日進東中学校区小中生徒指導・いじめ 防止対策推進連絡協議会

- ・ 会 長 〔日進東中学校長〕
- ・ 副会長 〔各小学校長〕
- ・ 書 記 〔日進東中学校生徒指導主事〕
- ・ 会 計 〔日進東中学校教頭〕
- ・ 幹 事
  - 各小学校生徒指導主任
  - 各小中PTA会長
    - (中) 安全委員長・副委員長
    - (小) 地区委員長・校外活動部長
  - 区長
  - 保護司
  - 民生児童委員
  - 主任児童委員
  - 家庭教育推進連絡協議会
    - 正・副委員長
  - 少年防犯活動推進委員代表
  - 愛知警察署
  - スクールカウンセラー
    - (スクールソーシャルワーカー)
  - 市教育委員会事務局

## 3 運営委員会

- ・ 日進東中学校区
  - 校長、教頭
  - 生徒指導主事 (主任)
  - スクールカウンセラー
    - (スクールソーシャルワーカー)

## 4 梨の木小学校生徒指導・ いじめ防止対策委員会

- ・ 校長、教頭
- ・ 生徒指導主任
- ・ P T A関係委員
- ・ 家庭児童相談員
- ・ スクールカウンセラー
  - (スクールソーシャルワーカー)

## 5 梨の木小区生徒指導・ いじめ防止対策委員会

- ・ 委員長 〔中学校地域委員長〕
- ・ 副委員長
  - 〔地区委員長、校外活動部長〕
- ・ 委 員
  - 中学校幹事 (P T A安全委員)
  - 区長
  - 主任児童委員
  - 家庭教育推進連絡協議会委員長
  - 少年防犯活動推進委員代表
  - 小・中学校生徒指導主事 (主任)
  - スクールカウンセラー
    - (スクールソーシャルワーカー)
  - 市教育委員会事務局

※ 重大事態発生時調査委員会 (第三者委員会) 5人以内

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法律について専門的な知識及び経験を有する者
- (3) 社会福祉について専門的な知識及び経験を有する者
- (4) 少年犯罪について専門的な知識及び経験を有する者
- (5) 精神疾患又は発達障害に関する医療について専門的な知識及び経験を有する者

## 【重大事態発生時の対応フロー図】

